

# 新型コロナウイルスワクチン

## 2回目接種からの経過期間の変更について（堺市）

令和4年2月26日から、堺市在住の方は、新型コロナウイルスワクチン3回目接種可能な経過措置期間が、

**「18歳以上64歳以下の方」も「6ヶ月以上」経過した方**

に変更となりました。

（65歳以上の方は「6ヶ月以上」の経過で変更はありません）

現在、堺市より発送されている接種券記載の接種の目安日には、64歳以下の方は「変更前」の「7か月後」の日付が記載されています。しかしながら、「6ヶ月後」からの接種が可能となりましたのでご連絡致します。

2回目接種からの追加接種可能な経過期間は、自治体毎に対応が異なっておりますので、詳しくはお住まいの市町村にご確認ください。